

○ 演説會の開催

前記東渡せる本平社九州聯合會の井元麟光、岩田重三等は五月二日午後九時より大川村、長瀬原公會堂に爭議裁判演説會を開催したるも、訪れる者僅々五十名に過ぎず。

○ 全協系燃費争子の潜入

争議團の直接指導者は本平社、福岡消費組合等の福岡市在住左翼争子に之に當つたのであるが、表面には全協系燃費争子介在し全協員組織浸潤の目的として争議演説に身もつゝありしも、漸次嚴重なる為表面には出て来なかつたが争議應援委員會は其の指導に悉くものまゝることは明瞭である。

一〇 解決

以上の通商政策化の傾向ありたる為五月二日、三日の兩日所轄警備署は争議東方の團を解散したる結果四月午前七時左記覚書の内容にて解決したのである。

覚 書

一、 筋路、混供絶對禁止のこと

承認

二、 解雇者を即時復職のこと

四名の内森野ハツエ、本田ミツ兩名は承認、竹内竹二の就職に便宜を與ふ。

三、 田中太郎解雇後のこと

社長に於て本人の將來に責任を持つ。

四、 スキヤ代換のこと

其の内通に依る決定につき同通則變更せば其所に於て之を認む。

五、 枕巻税、其所に於て負擔のこと

其所より村役場に其の被額を交渉す。